







# 表紙共 6 枚

仕様書番号 第 2 号  
作成年月日 31. 1. 22  
作成者 座間駐屯地業務隊  
管理科 営繕班  
防衛技官 中村 玲

## 座間宿舎エレベーター保守点検役務

陸上自衛隊座間駐屯地業務隊管理科

| 業務隊長  | 管理科長  | 営繕班長  | 環保専門官   | 工事企画  | 管財係   | 作成者   |
|---|---|---|---|---|---|---|
|  |  |  |  |  |  |  |
| 役務件名  | 座間宿舎エレベーター保守点検役務  |   |   |   | 図面番号  | 1/6   |
| 種別  | 表紙  |   |   |   | 縮尺  | —   |
| 陸上自衛隊座間駐屯地業務隊管理科  |   |   |   |   | 平成31年 1月22日   |   |

# 仕 様 書

## 1 件 名

座間宿舎エレベーター保守点検役務

## 2 場 所

神奈川県座間市相武台1丁目51番 座間宿舎内

## 3 概 要

座間宿舎のエレベーター保守点検・・・・・・・・・・1式

## 4 役務期間



平成31年4月1日 ~ 平成32年3月31日

## 5 一般事項

- (1) 本役務は、本特記事項によるほか「建築保全業務共通仕様書」（最新版）に基づき実施するものとする。
- (2) 役務実施に際して関係法令及び諸規則を遵守するものとする。また、本役務の現場及び許可された場所以外の無断立入は禁止とする。
- (3) 請負者は仕様書及び現地において、相違、疑義あるいは不明な点が生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うものとする。
- (4) 本役務に際して本仕様書に明記なき事項についても施工上当然処置すべき事項は、請負者の負担で実施するものとする。また、軽微な変更が生じた場合は、その都度監督官と協議を行うものとする。その際は請負金額及び工期等の変更は行わないものとする。
- (5) 本役務実施に際して機器及び施設等を汚破損した場合は、速やかに監督官へ通報するとともに、請負者の責任により原形に復旧するものとする。
- (6) 役務実施に際して安全帽の着用、高所作業場所での安全带等の着用及び適切な処置を行い、安全管理には十分留意すると共に役務終了後は現場の整理整頓、清掃を実施するものとする。
- (7) 役務写真は、作業前、作業中、作業後及び監督官の指示する場所を撮影し、作業完了後に整理したものを1部提出するものとする。
- (8) 請負者は作業開始に先立ち、工程表を監督官に提出し、承諾を得るものとする。
- (9) 請負者は、監督官が指示する様式に従い必要書類を作成し遅滞なく監督官へ提出するものとする。
- (10) 役務で発生した金属くずについては、監督官が指示する場所に集積するものとする。その他すべての廃棄物について、産業廃棄物処理とシマニユフェストE票の写しを監督官に提出するものとする。



## 6 特記事項

- (1) 保守点検は共通仕様書第7章「搬送設備」の定めるところにより適切に実施するものとし「フルメンテナンズ契約」を適用するものとする。

| 検 印   |   |
|---|---|
| 検 査 官   | 作 成 者   |
|  |  |

|                  |                  |             |     |
|------------------|------------------|-------------|-----|
| 役務件名             | 座間宿舎エレベーター保守点検役務 | 図面番号        | 2/6 |
| 種 別              | 仕 様 書            | 縮 尺         | —   |
| 陸上自衛隊座間駐屯地業務隊管理科 |                  | 平成31年 1月22日 |     |



- (2) 点検項目及び点検内容は、共通仕様書 7.2.6「機械室なしエレベーター」による「人事院規則の適用を受ける周期A」とし、毎月1回業務に必要な資格を有する現場代理人及び作業員で実施するものとする。
- (3) 修理、取替え、交換等は、共通仕様書 7.2.2によるものとする。また、共通仕様書 表7.2.2中、戸開走行保護装置及び付加装置の欄で本役務対象エレベーターに装備されている装置については「フルメンテナンス契約」に含み実施するものとする。その際、部品、消耗品類及び修理、取替え、交換等に伴う費用等は請負者が負担するものとする。
- (4) 故障時等の対応は共通仕様書 7.2.3によるものとし、作業員派遣時は監督官に指示された手順に従い実施し作業完了後、報告書を1部監督官に提出するものとする。ただし、速やかな復旧が困難な場合または、故障等の原因が特定出来ず確実な復旧が約束されない場合にあっては、下記(11)によるものとする。
- (5) 本役務は「遠隔監視」を適用するものとし、必要な機器類及びその設置、通信回線の開設、運用にかかる通信、修理、改修並びに撤去にかかる費用等は、請負者が負担するものとする。
- (6) 本役務中現地での点検は、原則平日0900～1600の間に実施するものとする。
- (7) 本役務は、建築基準法第12条第4項に基づく定期点検を実施するものとし、実施時期は監督官と調整し決定するものとする。なお、実施日は月次点検と同日であっても良いものとする。
- (8) 請負者は、月次点検及び建築基準法に基づく定期点検の都度、点検報告書を1部監督官に提出するものとする。
- (9) 現場代理人は「昇降機等検査員」とし、役務に先立ち資格証を提示し監督官の確認を得るものとする。
- (10) 請負者は、保守点検時の計測値、修理内容、交換部品等の記録を保管するものとする。また、監督官から維持管理に関する助言等の要求があった場合は、当該記録、技術資料等をもって文書等により説明、提案及び助言するものとする。
- (11) 請負者が保守点検、遠隔監視等により不具合を発見した場合は、直ちに当該不具合の原因の追究、危険度及び重篤度の判定、運行の可否、修理の必要性等その専門的立場から総合的に判断し措置を講じ、写真及び図示等により監督官に報告するものとする。また、安全な運行が確保出来ない場合は当該エレベーターは休止させると共に必要な調査計測及び情報収集の実施、作業員並びに部品の手配等を実施し、原因については必ず特定し努めて早急に措置するものとし、作業実施の都度報告書を1部提出するものとする。
- (12) 請負者は、製造業者等と連携し不具合情報等の収集、検討に努めるものとする。また、当該情報等により本役務の範囲を超える修理または機能更新等が必要と判断した場合は、当該修理または機能更新の必要な理由について、文書等により見積りを添付して監督官に十分説明するものとする。
- (13) 請負者は役務実施に先立ち「長期保全計画」を監督官より受領し本役務を計画的に実施するものとする。また、役務完了時に、エレベーターの稼働頻度、経年劣化、運転回数、製造業者の示す交換部品基準表及び、保守状況等に応じた見直しを実施し「長期保全計画」を更新し監督官に提出するものとする。その際、次年度における計画的な修理、部品交換等の項目がある場合は、実施内容、実施時期等必要な事項を併記または添付するものとする。
- (14) 請負者は、監督官の承諾を得た場合を除き本役務を、第三者に委託してはならないものとする。
- (15) 役務完了後、本役務の欠陥が原因とみられる不具合の発生について請負者は、1年間その責を負うものとする。

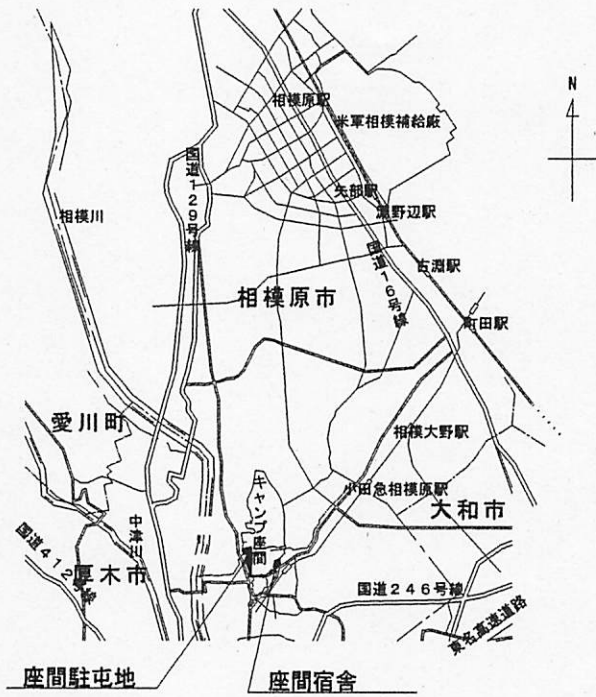
| 検 印   |   |
|---|---|
| 検査官   | 作成者   |
|  |  |

|                  |                  |             |     |
|------------------|------------------|-------------|-----|
| 役務件名             | 座間宿舎エレベーター保守点検役務 | 図面番号        | 3/6 |
| 種 別              | 仕 様 書            | 縮 尺         | —   |
| 陸上自衛隊座間駐屯地業務隊管理科 |                  | 平成31年 1月22日 |     |

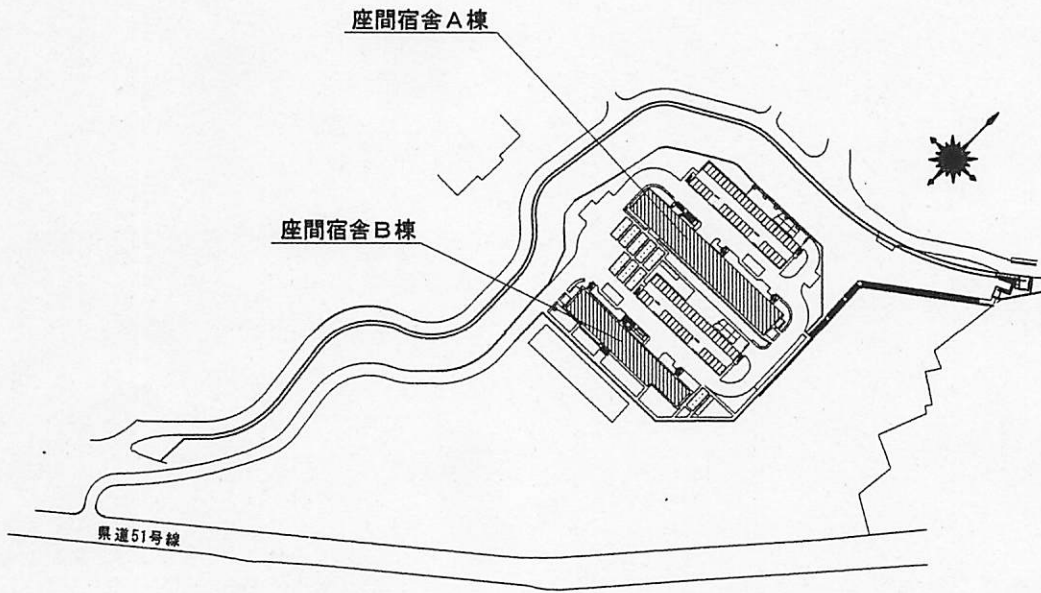
(16) 保守点検機器は以下のとおり。

|         |  |                   |
|---------|--|-------------------|
| 建物番号/号機 | A棟・B棟/1号機  | A棟・B棟/2号機         |
| 製造メーカー  | フジテック株式会社  |                   |
| 機種      | R-13-2SR-105-10T   | WP-11-2CO-105-10T |
| 台数      | 2台(各棟1台)   | 2台(各棟1台)          |
| 制御方式    | インバーター制御方式(機械室なしロープ式)  |                   |
| 用途      | 乗用   | 乗用(車いす仕様)         |
| 運転操作方法  | 2台群乗合全自動方式   |                   |
| 定員・積載量  | 13名・900kg  | 11名・750kg         |
| 速度      | 105m/分   |                   |
| 停止階数    | 10(1F~10F)   |                   |
| 付加装置    | 地震時管制運転装置(P波検知リスタート機能付き)・<br>停電時自動着床装置・火災時管制運転装置・冠水時管制運転装置・<br>オートアナウンス装置・自動診断回復旧機能・乗場戸遮煙構造・<br>マルチビームドアセーフティー |                   |
| 設置年月    | 平成28年7月  |                   |

|   |   |
|---|---|
| 検 印   |   |
| 検査官   | 作成者   |
|  |  |
| 役務件名  | 座間宿舎エレベーター保守点検役務  |
| 種 別   | 仕 様 書   |
| 図面番号  | 4/6   |
| 縮 尺   | —   |
| 陸上自衛隊座間駐屯地業務隊管理科  | 平成31年 1月22日   |



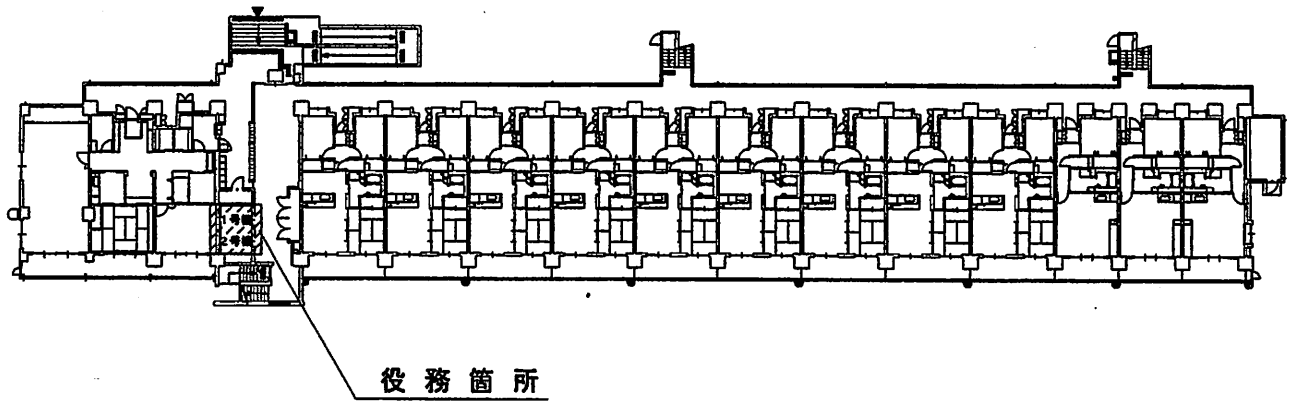
案内図 1/X



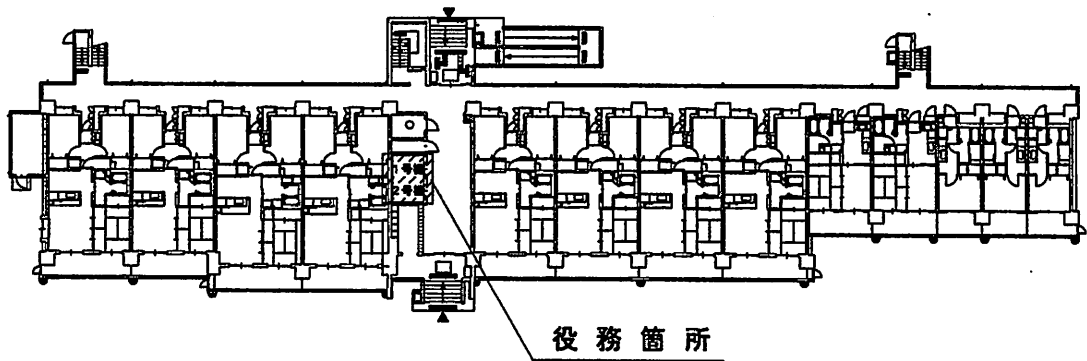
座間宿舎配置図 1/X

|       |       |
|-------|-------|
| 検 印   |       |
| 検 査 官 | 作 成 者 |
|       |       |



|                  |                  |             |     |
|------------------|------------------|-------------|-----|
| 役務件名             | 座間宿舎エレベーター保守点検役務 | 図面番号        | 5/6 |
| 種 別              | 案内図・配置図          | 縮 尺         | —   |
| 陸上自衛隊座間駐屯地業務隊管理科 |                  | 平成31年 1月22日 |     |



座間宿舎A棟1階平面図 1/X



座間宿舎B棟1階平面図 1/X

|   |   |
|---|---|
| 検 印   |   |
| 検査官   | 作成者   |
|  |  |
| 役務件名  | 座間宿舎エレベーター保守点検役務  |
| 種 別   | 平 面 図   |
| 陸上自衛隊座間駐屯地業務隊管理科  | 平成31年 1月22日   |
| 図面番号  | 6/6   |
| 縮 尺   | —   |